

2013年、第68回国連総会我が国核軍縮決議(案)
(骨子)

タイトル 「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」

(下線部が昨年からの主な変更点)

前文

- 核兵器のない平和で安全な世界を実現するために、すべての国が核兵器の全面的廃絶に向け、更なる实际的及び実効的措置をとる必要性を想起し、国際社会が共同行動をとることを決意。(パラ1)
- 核兵器使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明、国際人道法の遵守の必要性を再確認。(パラ4)
- 核兵器使用による人道上の壊滅的な結末が十分に理解されるべきことを認識し、この関連でこの理解の向上のための努力がなされるべきことに留意。(パラ5)
- 国際の平和と安全及び核軍縮の促進は相互に強化しあうことを再確認。(パラ6)
- 国際的な核不拡散体制の基礎としてのNPT、及び同条約の3本柱(核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用)を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの決定的な重要性を再確認。(パラ8)
- 1995年NPT運用検討・延長会議の決定及び決議、並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書を想起。(パラ9)
- 広島・長崎原爆投下65周年に開催された2010年NPT運用検討会議の成功を歓迎し、2010年NPT運用検討会議で採択された「行動計画」完全実施の必要性を再確認。(パラ10)
- 2015年NPT運用検討会議第2回準備委員会の議論と結果を歓迎。(パラ11)
- 本年5月、6月及び8月に開催された多国間核軍縮交渉前進オープンエンド作業部会及び9月に開催された核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合にも留意。(パラ13)
- 米露間の新START条約発効を歓迎。(パラ14)
- 米英仏露の透明性向上に向けた努力を歓迎し、透明性及び核兵器国間の信頼醸成措置としての2011年に開催された5核兵器国会合を歓迎。(パラ15)
- 核兵器のない世界の平和と安全を達成するという長期目標についての2013年6月19日に行われた国家首脳による演説(オバマ米大統領によるベルリン演説)を歓迎し、グローバルな核軍縮不拡散の機運の向上に向けた新たな決意を表明。(パラ16)
- 核セキュリティの目的の重要性を認識し、2010年にワシントンで、2012年ソウルで開催された核セキュリティ・サミットを歓迎。(パラ18)
- 2013年2月12日に北朝鮮が行った核実験を強く非難。国連安保理決議1718、1874、2087及び2094の実施の重要性を認識し、国連憲章第7章の下で採択された国連安保理決議1718、1874及び2094の要請に留意。特に北朝鮮に対し、全ての核兵器及び既存の核計画を

ただちに放棄し、すべての関連する活動をただちに停止することが求められていることに留意。北朝鮮はNPT上の核兵器国としての地位を持つことはできず、またいかなる状況においても核兵器を保有することは認められないことを宣言。(パラ19)

本文

- NPT遵守の重要性を再確認。(パラ1)
- NPTの普遍性の重要性を再確認。NPT非締約国に対して非核兵器国として早期かつ無条件でNPT加入を要請。(パラ2)
- 核兵器国による核廃絶の明確な約束を再確認。(パラ3)
- 核兵器国にすべての種類の核兵器の削減及び最終的な廃絶のためのさらなる努力を要請。(パラ4)
- 核軍縮・不拡散のプロセスにおける不可逆性、検証可能性及び透明性の原則の適用の重要性を強調。(パラ5)
- 2014年の準備委員会における核兵器国による報告の重要性を強調。(パラ6)
- 米露に対し更なる削減を達成するための措置の議論継続を奨励。(パラ7)
- CTBT未署名・未批准国への早期署名・批准を求め、核実験モラトリアムの継続の重要性を強調。(パラ8)
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)早期交渉開始・妥結を再要請し、その交渉が未だ開始されていないことを遺憾とし、核分裂性物質生産モラトリアムの宣言・継続を要請。(パラ9)
- 核兵器国に核兵器の偶発発射等の危険を更に低減するための措置をとることを要請。(パラ10)
- 核兵器の役割の更なる低減に向けて核兵器国が即座に関与することを要請。(パラ11)
- 非核兵器国が明確で法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)を受けることは正当な権利であることを認識。(パラ12)
- 核兵器国によるNSAに関する既存のコミットメントの完全な尊重を要請。(パラ13)
- 更なる非核兵器地帯創設を奨励し、核兵器国がNSAを含む関連議定書の署名及び批准によって個別に法的拘束力のあるコミットメントを行うことを認識。(パラ14)
- 北朝鮮に対し、これ以上の核実験を行わないこと、2005年9月19日の六者会合の共同声明におけるコミットメント及び関連する安保理決議における義務を完全に遵守するよう求める。(パラ15)
- すべての国に対し核不拡散努力の倍加を要請。(パラ16)
- 全てのIAEA追加議定書未締結国が可能な限り早期に同議定書を締結することを奨励し、包括的保障措置協定の普遍化及び安保理決議1540の安全実施の重要性を強調。(パラ17)
- 軍縮・不拡散教育の取組を奨励。(パラ19)
- 核不拡散・核軍縮促進に関する市民社会の建設的役割を評価しさらに奨励。(パラ20) (了)